

「地域共生社会の在り方検討会議」 中間とりまとめ

令和 7 年 5 月 28 日

地域共生社会の在り方検討会議

2. 身寄りのない高齢者等への対応²³

(1) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方

【現状・課題等】

- 高齢者を中心として単身世帯等の増加が見込まれている中、単身男性世帯においては、「日頃のちょっとしたことの手助け」で頼れる人がいない者の割合が高くなっている²⁴ほか、地域・家庭・職場といった支え合いの基盤も弱まっている。こうした状況を踏まえると、高齢者だけでなく、ひとり親世帯の親子、独身の若者、中年層なども、将来、身寄りのない状態となることは想定され、頼れる身寄りがいないことに着目した支援策を検討していく必要がある。
- こうした中で、現状、頼れる身寄りがいないことにより抱える生活上の課題に関する相談対応を受け止める窓口が明確でなく、こうした相談対応を受け止める機能が必要とされている。
- 厚生労働省においては、令和6年度から、身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組をモデル事業として実施し、課題の整理等を行っており、相談窓口の在り方の検討に当たっては、こうしたモデル事業の実施状況も踏まえる必要がある。

【検討会議での意見等】

- この点、検討会議において、
 - ・ 従来の介護・障害・こども・生活困窮者の支援体制に加えて、権利擁護や住まいの支援体制の整備が必要となる中、身寄りのない高齢者等の支援のための窓口を新設することは、既存の相談窓口に屋上屋を重ねる感があり、そうした人的資源が各自治体にあるとも思えない。こうした複数の支援体制を活用し、地域固有のニーズや資源に照らして、身寄りのない高齢者等の相談支援や複数の支援体制相互の協働・連携をどのように図るかが課題。
 - ・ 身寄りのない高齢者等が抱える課題に対応する包括的な相談・調整窓口は、既存の事業との役割の重複を避けるため、既存の事業との一体的な整備を視

²³ 「身寄り」とは「身を寄せるところ」を意味し、家族・親族だけでなく、ご近所、同級生、同僚、同郷など、さまざまなものが含まれる概念と考えられる。なお、身寄りがあっても家族・親族等との関係は様々であり、一律に身寄りがある者を対象外とするものではないことに留意する必要がある。

²⁴ 令和6年10月29日 第5回検討会議 資料1「地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について」 p. 3 参照

野に入れた発展が模索されることが望ましい。
等の指摘があった。

【対応の方向性】

- このため、身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方については、既に各領域（介護、障害、生活困窮等）で支援体制の枠組みがあることを踏まえ、新たな相談窓口の設置という方法ではなく、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関、介護保険法に基づく地域包括支援センターなど、既存の支援体制の枠組みにおいて、その相談を受け止めることとし、身寄りのない高齢者等の相談支援機能を強化していくべきである。その際、相談支援等に適切に対応できるよう人的配置を含めた体制の確保に努めるべきである。

(2) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方

【現状・課題等】

- 頼れる身寄りがいないことにより抱える生活上の課題への対応として、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援、入院・入所の手続等支援、死後事務の支援等がないため、必要なサービスの利用等が困難な場面が生じており、こうした課題に対応することが必要とされている。
- いわゆる「高齢者等終身サポート事業」はこうしたニーズへの対応策の一つであるが、費用が高額になることもあり、一定程度の収入・資産がなければ利用が困難等の課題があるため、資力が十分でない者も利用できる事業が求められている。また、そうした事業は、資力の有無に関わらず利用できるようにすべきとの指摘もある。
- 厚生労働省においては、令和6年度から、十分に資力がない等の理由から民間サービスを利用できない方に対して、意思決定支援を確保しながら総合的な支援パッケージ（日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務の支援）を提供する取組をモデル事業として実施し、課題の整理等を行っており、支援策の検討に当たっては、こうしたモデル事業の実施状況も踏まえる必要がある。
- なお、生活に困窮する者に対しては、生活困窮者自立支援制度の居住支援事業（地域居住支援事業）において、居住を安定して継続するため、訪問等による見守りや生活支援など、上記の総合的な支援パッケージとも一部重なる取組が行われており、生活に困窮する身寄りのない高齢者等に対する支援策の検討に当たっては、同制度との関係や同事業の在り方も踏まえる必要がある。

【検討会議での意見等】

- この点、検討会議において、
 - ・ 総合的な支援パッケージの提供は、高齢者等終身サポート事業と類似の構造で、特定の事業者があらゆるニーズに対応することになり、ニーズが増大すると対象者の範囲を限定せざるを得なくなることも懸念。身寄りのない高齢者のどこまでの範囲をこうした事業だけでカバーすることができるか・すべきかは検討課題。費用の問題は、一定の公的な支援の拡充を大前提とした上で、民間財源の拡充も考えていかなければならない。
 - ・ 資力がない人も支援が必要ということは当然として、費用負担が可能な場合は民間サービスがあればそれでいいのかということは、考える必要がある。
 - ・ また、民間サービスの質の担保も必要であるとともに、現在でも「身元保証

人」という名称が現場で使用されていることも、身近な家族が担ってきた包括的な役割を持つと誤解を生みやすい。

- ・ 高齢者等終身サポート事業を総合的なパッケージとして、社会福祉協議会など公益性の高い事業者が提供する仕組みは、現場の切実なニーズに即したものであるとして積極的に評価。他方、利用者との関係性や支援の透明性という視点からは、全てのニーズを地域の1事業者が独占的に賄う事態を招くことは避ける必要があり、少なくとも地域に複数の信頼できる事業者の存在が必要。地域づくりの点からも、地域の官民の多数のアクターが終身サポート事業に関わる支援を適切に分担し、連携・協力しながら地域の支援体制を構築していくことこそが望ましい。
- ・ 総合的な支援パッケージを提供する仕組みとして、日常生活自立支援事業の拡充・発展が考えられる。その際の検討課題は、地域での支援の担い手として、社会福祉協議会に限定する必要があるのかどうか。社会福祉法人も担い手として期待されると同時に、非営利組織などに開いていくこともあるのではないか。同時に規制・監督をかけていくことも、あり得る検討課題。
- ・ 総合的な支援パッケージが、家族代わり・24時間365日対応という受け止め方をされると重い事業になってしまう。この事業の守備範囲を示しながら、最終的な意思決定などは関係者みんなで受け止めるものという意識の醸成が図られるとよい。
- ・ 総合的な支援パッケージを提供する事業については、身寄りのない高齢者への支援の中心であり、包括的な支援体制の中核でもある市町村が何らかに関与する形の検討が必要である。
- ・ 身寄りのない人の日常生活の問題は、何でも制度の枠に収めるのではなく、地域の支え合いなど、もっと互助の考えを押し出していくべきではないか。
- ・ 身寄りのない人の日常生活支援を互助で行うとしてもそもそも互助の仕組みやその条件がない地域が多いことが課題である。

等の指摘があった。

【対応の方向性】

- このため、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対する支援策の在り方については、以下について対応を進めるべきである。
 - ・ 民間事業者によるサービスに頼れない場合があることを踏まえて、日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供することができる新たな事業とし、第二種社会

福祉事業として法に位置づけ、多様な主体が参画できるようにする必要がある。

- ・ 新たな事業については、現場や当事者の意見等も踏まえつつ、家族代わりと誤解されないよう、地域の実情に応じた地域福祉との役割分担及び支援内容の専門性を考慮し、事業の守備範囲を整理する必要がある。また、民間サービスとの関係性、日常生活自立支援事業よりも対象者が広がることや制度の持続性の観点から体制面・費用面・運営監視面を考慮する必要がある。併せて、資力が少ない方については、その利用に関し、特別な配慮が必要である。

- また、生活に困窮する者については、生活困窮者自立支援制度の他事業と一体的な支援を行う観点から、既に民間において進んでいる互助会等のインフォーマルな取組とも連携しつつ、地域居住支援事業などの支援を拡大して対応していく必要がある。